

# 著作権

## 契約書



### 第10回 公演の放送・DVD化・アップロードと著作権(2)

弁護士・上川一樹・福井健策

質問：演劇公演を収録してテレビで放送するとき、あるいはクロマキーして版元するとき、誰の許可を要する必要があるか？公演のシーンをインターネットや携帯に流したことはどういふか？

1 演出家の権利

クリエイターの許可、それに「俳優」「タレント」などの実演家の許可も必要です。

限り、公演について何の権利もありません。法的には無断録画を止めることもできます。

よつて公演が録画される場合には権利を主張できるのでしょうか？ 劇作家といつた著作者に比べるとその権利はかなり「狭い」。その結果、例えば誰かに演出プランをそっくり真似されて公演を打たれただとしても、劇作家や舞台美術家がOKしているならば演出家は何もクレームはつけられない、といふ話においてもひっくりなりうござ。

筆者のはじめの結論には反対で、演出家の公演の著作権を認めてもいいのではないかと思っています（くもじょうですが、劇作家の戯曲の著作権を書くものではなくて、全く別個に）。その辺りは前回紹介した「ハイブ・エンタテインメントの著作権」（著作権情報センター）でじっくり書いたのですが、この問題、当の演出家サイドがさほど熱心ではないようですね。ご自分達はなぜか「表演家」で著作権はないぞといったいふと自体をじ存知ないのが、「そんなことばむうでもい」と漠然じているじゃないのか…。「それより皆セリフ入れて来てよー」と感じ、権利なんぞ考えてない時間はないのかもしれませんね。



### 2 制作者（プロデューサー）の権利

もう一人、演出家と並べて挙げたいのがプロデューサーです。もしも演劇公演

じたいが著作物になるのであれば、プロ

周辺ジャンルと比較するとこれはかな

日本の場合、本当に企画とビジネス面の両方で主導的役割を果たしているプロデューサー（といふか制作者）が多数派かというか、この問題もあります。しかし

それ以前に、そもそも演劇公演が独立の

デューサー（といふか制作者）が多數派かという問題もあります。しかし

に映画の著作権を得るのが原則です。（監督などが「著作者」ですが、その「著作権」は自動的にプロ

デューサーに移るのでです。ただし、シナリオ作家の権利は移りません。音楽の場合、レコード会社は著作権接権といふもつ少し「狭い」権利を持っています。しかし、演劇プロ

デューサーは無権利。

演出家と違って一部の公演

制作者はこの問題には熱心に取り組んでおり、「知的財産立国」とかプロデューサーの育成が急務とか言つなら、我々に

最低限の法的な権利を認めてくれ」といった趣旨をおこなっています。

著作物とは見られないなら、プロデューサーが公演について著作権を得るといつてもないでしょう。演出家に違つて「実演家」にも挙がつてしませんので、プロ

デューサーは「契約」の助けを借りない

者は十分に多い。しかし、まだ肝心なスタッフが抜けています。

演出家はどうでしょうか。演出家は、自分の演出作品について著作権を持つことがあります。この場合の「演出作品」とは何かといふと、公演全体であります。つまり、個々の「戯曲」や「舞台装置」も著作物だけど、その総合された演出公演全体も一個の著作物と見られるのです。もしも演劇公演が著作物といえるなら、その著作者として演出家があるかもしれません。映画はまさにそうです。

シナリオも著作物だけではなく、完成した映画も別の著作物で、その著作者の筆頭にあがるのは監督。あがるのは監督。

妻はこれ、今の著作権法が出来た35年前に「演出関係専門委員会」という委員会を立ち上げて特に議論された問題なのです。すこしだすね、わざわざ演出家のために「専門委員会」です。しかし、議論の結果としては「舞台公演を著作物とみなし、演出家を著作者とみなすのは時期尚早」として見送られたのです。

ではどうなったかというと、演出家は俳優などと同じで「実演家」の例として挙げられています。ですから俳優と同じ